

鋼 船 規 則

CS 編

小型鋼船の船体構造及び
船体艤装

鋼船規則 CS 編

2012 年 第 2 回 一部改正

2012 年 11 月 15 日 規則 第 48 号

2012 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2012 年 9 月 25 日 理事会 承認

2012 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

1 章 通則

1.1 適用及び同等効力

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 特殊な形状，特殊な主要寸法比又は特別な貨物を運搬する船舶

-1. 特殊な形状の船舶，特殊な主要寸法比の船舶又は特別な貨物を運搬する船舶については，要すれば本編の原則的な考え方に準拠して個々に所要の構造，艤装，配置及びその寸法を定め，これを本編の規定に代るものとして適用する。

-2. 運送許容水分値を超える含有水分値を持つ貨物を運送する船舶の船体構造については，本編の規定によるほか，次の(1)又は(2)によらなければならない。

- (1) 運送許容水分値を超える含有水分値を持つニッケル鉱を運送する船舶にあつては，本会が別途発行し，国土交通大臣に届け出た「ニッケル鉱 (Nickel Ore) 運送に関するガイドライン」に規定される要件
- (2) 前(1)以外の貨物を運送する船舶にあつては，本会が適当と認める評価手法

3 章 舵

3.10 舵頭材及びピントルのベアリング

3.10.3 を次のように改める。

3.10.3 ベアリングクリアランス

金属ベアリングのクリアランスは直径で $d_{bs}/1000+1.0$ (mm) 未満としてはならない。 d_{bs} は、ブッシュの内面の直径 (mm)

非金属材料を用いる場合には、材料の膨潤性及び熱膨張性を考慮して、ベアリングクリアランスを特別に定めなければならない。このクリアランスは~~いかなる場合にも~~直径で 1.5mm 未満としてはならない。ただし、ベアリング製造者の推奨する設計仕様に適合し、かつ十分な使用実績があることを書類で確認できる場合、このクリアランスを 1.5mm 未満とすることができる。

附 則

1. この規則は、2012 年 11 月 15 日から施行する。